

産業廃棄物処分業許可証

住所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏名 エコシステム花岡株式会社

代表取締役 笹本 直人

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 令和5年11月20日

許可の有効年月日 令和12年11月19日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

- ア 破砕施設による中間処理
イ 選別施設による中間処理
ウ 埋め立てによる最終処分

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む」場合はその旨を記載する）

ア 選別による中間処理に係るもの

- (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥（無機性のものに限る。）、(ウ) 廃プラスチック類、
(エ) 金属くず、(オ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(カ) 鉱さい、
(キ) ばいじん 以上7品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 破砕による中間処理に係るもの

- (ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず、
(ウ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、(エ) 鉱さい
以上4品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 埋め立てに係るもの

- (ア) 燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、
(イ) 汚泥（水銀含有ばいじん等を含む、無機性で含水率85%以下に限る。）、
(ウ) 廃プラスチック類、(エ) ゴムくず、(オ) 金属くず、
(カ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、
(キ) 鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、(ク) がれき類、
(ケ) ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、(コ) 13号廃棄物
以上10品目（判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 中間処理に係る施設

所在地 大館市花岡町大森山下65-1 他

（施設ごとの種類、設置年月日及び処理能力については別記1のとおり）

(2) 最終処分に係る施設

所在地 大館市花岡町字堤沢69番地 他

（埋立地の面積及び埋立容量については別記2のとおり。）

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和62年11月20日	新規許可
平成5年11月20日	更新許可
平成10年11月20日	更新許可
平成15年11月20日	更新許可
平成20年11月20日	更新許可
平成25年12月9日	更新許可
平成30年11月20日	更新許可
令和5年11月20日	更新許可(優良認定)

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無
以下余白



別記 1

(1) 中間処理は(2)の場所で行うこと(移動式の中間処理施設等を除く。)

(2) 施設の種類、設置年月日、処理能力、数量及び所在地

施設の種類、設置年月日、 許可年月日及び許可番号	処理能力	数量	所在地(移動式にあつては駐機場)
機械式選別施設 (燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず・コンクリー トくず及び陶磁器くず、鉍さい、ば いじん) (平成 6 年 8 月 24 日 設置) (許可番号 許可対象外)	800 t / 日	1	大館市花岡町字大森山下 6 5 - 1
鉍さいの破碎施設 (鉍さい) (平成 6 年 8 月 24 日 設置) (許可番号 許可対象外)	872 t / 日	1	大館市花岡町字大森山下 6 4
廃プラスチック類の破碎施設 (廃プラスチック類、金属くず、ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶 磁器くず) (令和 3 年 12 月 15 日 設置) (許可番号 許可対象外)	3.68 t / 日	1	大館市花岡町大森山下 2 8 - 1

別記 2

最終処分に係る施設

(1) 施設の種類、設置年月日、埋立面積、埋立容量及び所在地

施設の種類	管理型	最終処分場の所在地	備考
許可年月日	平成 8 年 11 月 18 日	大館市花岡町字堤沢 6 9 番地	
許可番号	環-1601		
設置年月日	昭和 62 年 5 月 5 日		
埋立面積	95,000 m ²		
埋立容量	1,957,600 m ³		

施設の種類	管理型	最終処分場の所在地	備考
許可年月日	平成 29 年 12 月 12 日	大館市花岡町字滝ノ沢 8 2 番 1	
許可番号	環備-488		
設置年月日	令和 3 年 3 月 17 日		
埋立面積	45,841 m ²		
埋立容量	1,083,954 m ³		